

重要事項説明書

1 事業の目的

ベストリハ株式会社が開設する「ベストリハ訪問看護ステーション川越南」が行う、(介護予防)訪問看護事業の適切な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、主治医が(介護予防)訪問看護の必要と認めた当事業所契約者に対し、訪問看護事業を提供することを目的とします。

2 運営の方針

訪問看護ステーションの(介護予防)訪問看護従業者は、要介護・要支援認定者の有効期間認定を受けている者の心身の特性を踏まえ可能な限りその居宅において要介護・要支援状態の軽減または悪化防止に資するように、療養上の目標を設定し支援します。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の指定居宅介護支援事業所等と綿密な連絡を図り、総合的な保健・医療・福祉サービスの提供に努めるものとします。

訪問看護ステーションは必要な時に必要な(介護予防)訪問看護の提供が行えるよう、事業実施体制の整備に努めます。

3 訪問看護サービスを提供する事業者の概要

事業者名	ベストリハ株式会社
法人格	営利法人
代表者氏名	代表取締役 渡邊 仁
本社所在地	東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1
連絡先	電話:03-6284-4350 FAX:03-6284-4351
企業理念	『不自由な世界を変える』
他サービス種類	通所介護・訪問看護・児童発達支援等

4 利用者へのサービスを提供する事業所の概要

事業所名	ベストリハ訪問看護ステーション川越南
訪問看護・介護予防訪問看護	1160490599
指定訪問看護ステーションコード	490599
事業所所在地	埼玉県川越市藤間745
連絡先	電話:049-249-7880 FAX:049-249-7881
管理者	佐藤 弘太
通常の事業の実施地域	川越市

5 サービスの内容

- 1 訪問看護は利用者の居宅において、看護師その他省令で定めるものが療養上の世話または療養の補助、機能訓練などを行うサービスです。
- 2 事業所は、主治医の指示に基づき次のサービスを提供します。

6 サービス内容区分

- 1 症状・全身状態の観察
- 2 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3 食事及び排泄等の日常生活の世話
- 4 褥瘡予防
- 5 リハビリテーション
- 6 認知症の看護
- 7 療養生活や介護方法の指導
- 8 カテーテル等の管理
- 9 その他

7 事業所の営業日及び営業時間

営業日	月～金曜日
営業時間	8:30～17:30

ただし、12月30日から1月3日までを除く

常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

8 事業所の職員体制

職 種	職 務 内 容	人 員 数		常 勤	非 常 勤
管理者	職員及び業務の管理	1 名	訪問看護職員と兼務	1 名	0 名
看護師	サービスの提供	2 名		2 名	0 名
准看護師	サービスの提供	0 名		0 名	0 名
理学療法士	サービスの提供	0 名		0 名	0 名
作業療法士	サービスの提供	0 名		0 名	0 名
言語聴覚士	サービスの提供	0 名		0 名	0 名

*日勤…8:30～17:30 半日勤…8:30～12:30・13:30～17:30

9 サービス利用料(円)

別紙料金表を参照ください。

《利用者負担額の計算方法》 ※介護保険の場合

負担額＝単位数×10.42(地域単価)×10%または20%または30%(自己負担割合)

10 サービス利用のキャンセル

指定(介護予防)訪問看護サービスの利用のキャンセルについては、利用者が前日17時までに事業者へに通知した場合、利用料等を負担する必要がありません。

ご連絡を頂く時間	キャンセル料
当日、訪問までに連絡があった場合	1提供あたりの料金の10%を請求いたします。
当日、訪問までに連絡のない場合	1提供あたりの料金の100%を請求いたします。

※ただし、利用者様の容態の急変などやむを得ない事情がある場合は不要です。

11 サービス利用料支払方法

自己負担金は、原則的にA自動口座引き落としにてお支払頂きますようお願いいたします。

ただし、やむを得ない事情がある場合につきましては、Bのお支払方法も受付いたします。

(1) 口座引き落とし

ご指定の金融機関の口座から月1回、翌月所定の振替日(土日祝日の場合は翌銀行営業日)に引落しさせていただきます。

口座引き落としの手続き完了までの期間及び介護保険上の事情により請求が遅れた場合や残高不足等の事情により口座振替が出来なかった場合については、(2)の方法をお願いいたします。

(2) 現金払い(翌月10日前後にご請求をさせていただきます。)

12 事故発生時の対応

事故防止には最善を尽くします。万が一、事故が発生した場合は以下の点に留意して対応させていただきます。

- (1) 事故が発生した場合、予めお知らせいただいている「緊急連絡先」へ速やかに連絡します。また、必要に応じて地方公共団体など関係機関にも連絡します。
- (2) 事故を調査した結果に基づいて、ご家族等にその発生状況やその後の対応について事実を十分に説明します。
- (3) 事故後の対応にあたっては、ご利用者本人やご家族の気持ちを考え、誠意ある態度で対応します。
- (4) 利用者の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者に重大な過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除、または賠償額を減額されることがあります。

なお、事故発生後の再発防止については是正処置計画を立案し対策を講じます。

13 緊急時等の対応

事業者は、利用者に対するサービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じます。

14 高齢者虐待

本事業所は、利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために次に掲げるとおり、必要な処置に努めます。

- (1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) 居宅サービス計画書の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

(1) 虐待防止

虐待防止委員会に係る委員長、責任者および委員の構成については、別紙にて記載します。

本事業所では、身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的(年1回以上)に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。身体拘束等の適正化のための指針を整備します。また、従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

本事業所では、感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止に努めるとともに、下記有効とされている予防対策を必要に応じて
講じ、訪問サービスの提供に努めます。

- (1) 訪問時の手洗い(石鹸持参)、うがい、アルコール消毒(持参)
- (2) サービス中のマスクの着用、必要に応じてフェイスシールド等の着用)
- (3) 訪問中の定期的な換気

利用者は、事業者から連帯保証人の追加または変更の指示を受けた場合においては、遅滞なく必要な手続きを取らなければならない。

事業者、利用者及び連帯保証人は、本契約から生ずる権利義務について、紛争を生じたときは、利用者の住所を管轄する裁判所を第1審の裁判所とすることに合意する。

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

事業所	所在地	埼玉県川越市藤間745
ベストリハ訪問看護ステーション川越南	電話番号	049-249-7880
管理者	FAX番号	049-249-7881
佐藤 弘太	受付時間	8:30～17:30(月～金)

当施設以外に、お住まいの市町村の相談・苦情窓口、埼玉県国民健康保険団体連合会等でも受け付けています。

埼玉県国民健康保険団体連合会 電話 048-824-2568

川越市介護保険課 電話 049-224-8811

【2025年 11 月 1 日 現在】